

【本送信票を含む 1枚】

令和8年1月8日

職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、1月7日付で、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

記

概要	佐和田中学校大規模改修工事において、工事の進捗及び予算管理を怠り、補正予算の手続きを行わないまま工事の変更を認めていた不適正な事務処理について、関係職員を処分した。	
被処分の所属及び処分内容等	教育総務課職員(主任級 40 歳代) 建築住宅課職員(主任級 30 歳代)	減給 10 分の1 1月間
監督者の処分	教育総務課職員(課長級 50 歳代) 教育総務課職員(課長補佐級 40 歳代) 建設部職員 (副部長級 50 歳代) 建築住宅課職員(課長補佐級 50 歳代) 建築住宅課職員(係長級 40 歳代)	戒告
教育委員会及び建設部の上司等3人を訓告とした。		
処分日	令和8年1月7日	
特記事項	<p>教育長コメント</p> <p>予算確保がされないまま事業を進めたことは、法令を遵守すべき公務員として、市民の皆様の信頼を著しく損なうものとなり、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>今後は再発防止と職員教育に努め、皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。</p>	

本件についての問い合わせ先

佐渡市教育委員会 教育総務課 担当:齋藤
電話(直通)0259-58-7350

佐渡市役所総務部 総務課 担当:谷川
電話(直通)0259-63-3111